

## 子育て支援員研修事業 FAQ

番号	テーマ	質問	回答
1	実施主体①	都道府県及び市町村の双方が実施主体となっているが、その趣旨如何。	子ども・子育て支援法に基づく基本方針において、人材の確保及び資質の向上については、都道府県が中心的な役割を担うこととしていること等を鑑みて、基本研修・専門研修と共に、基本的には、都道府県において実施して頂くことを基本として考えています。ただし、研修機会の確保などの観点から、地域の実情等に応じて市町村においても独自に実施できる枠組みにしました。
2	実施主体②	実施主体は、都道府県等(都道府県又は市町村)又は都道府県知事若しくは市町村長の指定した研修事業者となっているが、「放課後児童コース」の専門研修のみ原則として都道府県としている趣旨如何。	「放課後児童支援員」として従事するために受講が義務付けられている「都道府県知事が行う研修」(認定資格研修)の実施主体が都道府県であるのと同様に、「放課後児童コース」の専門研修についても、都道府県が実施することを基本として考えていますが、研修内容等について都道府県が実施する認定資格研修と連携及び調整が図られている場合には市町村が単独で実施しても差し支えありません。 なお、「放課後児童コース」の専門研修の実施主体は、原則として都道府県又は都道府県知事の指定した研修事業者とし、都道府県知事が子育て支援員研修事業を適切に実施できると認める市町村や民間団体等に委託できるものとします。
3	実施主体③	基本研修と専門研修は同一の実施主体が実施しなければならないのか。	同一の実施主体で実施するのが望ましいですが、別々の実施主体で実施することも可とします。その場合は、実施主体同士で密に連携し、受講者の負担にならないよう調整等して頂く必要があります。
4	研修受講要件の取扱い①	小規模保育や家庭的保育に従事するには、本研修の修了が求められるが、平成27年4月から研修の実施が困難な場合などには、事業を実施することはできないのか。	既に家庭的保育事業の基礎研修を修了し、家庭的保育に従事している家庭的保育者及び家庭的保育補助者、小規模保育事業等に従事している保育従事者等については、子ども・子育て支援新制度施行後も引き続き従事することができるよう平成27年6月3日付雇児保発0603第1号通知により措置を講じたところです。 また、保育士資格を有しない者が、小規模保育事業等に従事する際に必要となる、「市町村長が行う研修」については、子ども・子育て支援新制度の施行後についても、現行の家庭的保育の基礎研修等での対応を可能としたところです。 さらに、小規模保育事業B型と事業所内保育事業については、当該市町村の研修実施体制が整うまでの間(概ね2年程度)は、その間に必要な研修(子育て支援員研修又は家庭的保育の基礎研修等)を受講することで当該事業に従事することを認める経過措置を設けたところです。 なお、その際は、職場内研修を適切に実施することが適当と考えています。

番号	テーマ	質問	回答
5	研修受講要件の取扱い②	従来研修の修了が、従事要件となっていない事業(地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポートセンター事業等)についても、今後は事業に従事するにあたって、子育て支援員研修の修了が求められるのか。	研修の受講が法的な従事要件に位置づけられていない事業についても、従事者の質の向上の観点から研修の受講が望ましいものと考えております。特に、利用者支援事業(基本型)は、ソーシャルワーカーのような役割が求められることから、事業に従事するにあたって、やむを得ない場合を除き、研修の受講を求めています。また、ファミリー・サポート・センター事業については、必ず子育て支援員研修を修了しなければならないものではありませんが、現在実施している会員登録時の研修は、引き続き受講する必要があります。
6	研修事業者の指定要件	研修の実施事業者を都道府県等が指定できることとなっているが、指定するにあたって、要件等は示されるのか。	都道府県・市町村の双方を実施主体とするともに、研修の機会の確保のため、実施機関を指定して行うことも認めることとしました。実施要綱において、指定する際の要件等を示しております。なお、指定により実施した場合には、国からの財政支援は行わないこととしております。ただし、各自治体において、指定した機関に対し独自に財政支援を行うことを妨げるものではありません。
7	証書等の取扱い	都道府県知事等が指定又は委託した研修実施事業者において修了証書等を交付された者から、委託期間の終了又は研修実施事業者の事業廃止後に再発行の申請があった場合には、研修実施事業者が行うのか。	委託期間の終了又は研修実施事業者の事業廃止後に、再発行の申請があった場合には、当該研修事業者に委託又は指定した自治体で再発行の手続きが取れるようにしていただきたいと考えております。
8	証書の有効期限①	修了証書に有効期限はあるか。	一度交付された修了証書に有効期限は設けておりませんが、適宜フォローアップ研修や現任研修を受講し、資質の維持・向上に努める必要があります。
9	証書の有効期限②	一部科目修了証書に有効期限はあるか。	一部の科目の研修を受講した日(研修受講日が複数にまたがる場合は初日)から概ね1年以内とすることが望ましいと考えております。
10	研修修了者の取扱い	研修受講の過程で子育て支援員として対応しないと認められる場合でも、必要な研修科目を一通り受講した者に対しては修了したもとして、修了証書の発行をしなくてはならないのか。	客観的事実等に基づき、子育て支援員として対応しないと認められる場合は、修了証書を必ずしも発行しなければならないものではありません。
11	基本研修の免除	基本研修を免除しても差し支えない場合として、保育士、社会福祉士以外の者については、日々子どもと関わる業務の実務経験が必要となるが、具体的に業務を示して欲しい。	例えば、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどを想定しています。

番号	テーマ	質問	回答
12	フォローアップ、 現任研修	フォローアップ、現任研修の内容如何。 また、子育て支援員に対するフォローアップ、現任研修に係る国庫補助はあるのか。	フォローアップ研修、現任研修の内容については、職員の資質の確保の観点から各事業毎に適宜判断して頂くべきものと考えております。 また、子育て支援員研修としてフォローアップ研修・現任研修を実施した場合も対象経費に含んで差し支えありません。
13	授業の構成について	同一の実施主体で基本研修及び専門研修を実施する場合でも、必ず基本研修を一通り実施した後、専門研修を実施しなければならないのか。	地域の実状等に応じて、適宜研修科目の順序を入れ替えても差し支えありません。ただし、受講者の負担にならないよう適宜配慮して頂く必要があります。
14	授業形式	研修の講義は、必ず対面方式で実施しなければならないのか。	基本的には対面型の授業を想定しておりますが、研修の科目内容等を鑑みて、学習効果が保てるよう適宜他の型式(DVDの視聴等)により研修を実施していただくことも差し支えありません。
15	シラバス	実施要綱に定められてる他に、研修内容の詳細を示す予定はあるのか。	子育て支援員研修は全国共通の研修事業として実施されるものであることから、実施要綱で定める研修科目・内容等に加え、研修実施者間での研修内容の一層の標準化を図ることを目的に、各研修科目ごとのシラバスを定めたところであり、「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」(平成27年5月21日事務連絡)にてお示ししています。 また、平成27年度において、子育て支援員研修に係る研修内容の更なる充実及び標準化を図るための調査研究を行い「標準的な履修・指導内容」を作成することとしており、作成された「標準的な履修・指導内容」については、各自治体宛にも情報提供する予定としています。
16	補助基準額	本事業の補助単価如何。	国庫補助にあたっては、事前協議を実施し、各自治体の実施計画等を踏まえ、国庫補助額を決定する予定です。
17	研修参加費用	研修受講者のテキスト代、研修会場までの旅費及び宿泊費については、研修受講者の自己負担であるという理解でよいか。	お見込みの通り、研修受講者にかかる研修会場までの旅費、宿泊費やテキスト代などの実費相当については、基本的に受講者が負担すべきものと考えております。 国庫補助申請等の際に、研修受講者からテキスト代等を徴収した場合は、対象経費から除くこととなります。 なお、指定事業者が実施する場合については、実施要綱の8「研修費用のうち教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については～」の「宿泊費等」に実費徴収以外の受講料等を含むものとして取り扱い、受講料等を徴収することも差し支えありません。

番号	テーマ	質問	回答
18	指定研修事業者 ①	指定研修事業者は、指定を受けた都道府県等の区域内で研修を実施しなければならないのか。	指定研修事業者は、指定を受けた都道府県等の区域内で研修を実施することを想定しています。なお、受講者については、地域の実情に応じて区域外に居住する者を対象に含めても差し支えありません。
19	指定研修事業者 ②	研修事業者を指定する場合、指定研修事業者に全ての業務を実施させなくてはならないのか。	実施主体の判断により、研修に係る事務の一部のみを指定して行うことも差し支えありません。